

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援）の臨時的な取り扱いについて

1 基本方針

厚生労働省の通知(4月2日事務連絡 新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関しての障害児通所支援事業所の対応について)に基づき、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしているところであるが、地域の感染状況によって、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施することもやむを得ないと考えております。

2 在宅サービスの提供について

- ①事業所への通所サービスを縮小または臨時休業する場合でも、居宅への訪問や電話等により、個別支援計画の内容を踏まえた健康管理や相談支援などできる限りのサービスを提供した場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定ができる。
- ②在宅利用（在宅支援）を実施する事業所は、福祉政策課へ「障害児通所支援の臨時的在宅支援に関する届出書（奄美市分）」を提出すること。5月11日までに郵送にて提出。
※各市町村の利用者についても、同様式にて各市町村担当課宛にご提出ください。
- ③利用者の相談支援専門員へも臨時的な取り扱いとなる旨の報告し、おこりうる課題等を共有し、支援を検討すること。
- ④通常の利用者負担が発生することについて利用者、保護者等に説明し、サービスの内容について保護者等の同意を得ること。（記録要）
- ⑤在宅によるサービス提供を行った場合は、個別支援計画等の支援計画及び日々の支援の記録に、利用者の具体的な状況や支援内容を記載し、保管すること。

3 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については、従来どおり国民健康保険団体連合会への請求となります。

4 その他

- ①本取扱いについては、令和2年4月20日～令和2年5月6日までとします。
- ②本取扱いの対象者は、奄美市で支給決定を受けている利用者に限ります。
- ③今回提示する内容については、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。